

告 示

埼玉県告示第三百九十三号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

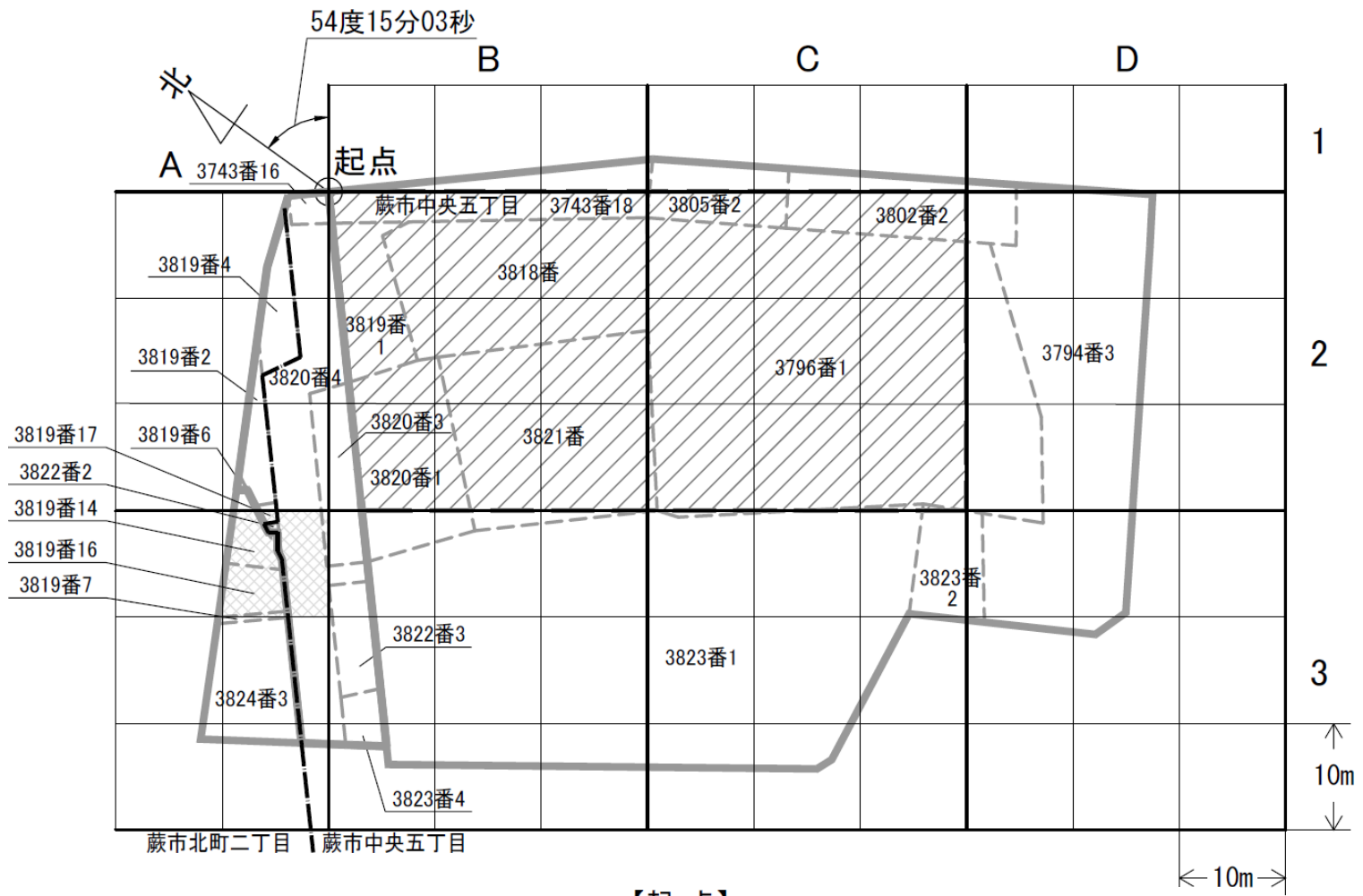
令和三年四月二日

埼玉県知事 大野 元裕

一 形質変更時要届出区域

- 別図のとおり（埼玉県蕨市北町二丁目三千八百十九番七の一部、三千八百十九番十四の一部、三千八百十九番十六及び三千八百十九番十七の一部並びに中央五丁目三千八百二十番三の一部、三千八百二十番四の一部及び三千八百二十一番二）
- 二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

別図



【凡 例】

- 地番境界
- 敷地境界
- ▨ 調査対象範囲外
- ▧ 調査対象範囲
- · — 大字境界
- ▩ 形質変更時要届出区域に指定する区画

【起 点】

起点は、蕨市中央五丁目3743番18の最北端とする。

【格子の回転角度】

54度15分03秒